

	新潟市教育委員会 平成19年5月 定例会会議録			
日 時	平成19年5月14日(月) 午後3時			
場 所	市役所 白山浦庁舎 5号棟 4階 白5-401会議室			
出席委員 (6名)	山 田 委員長	欠席委員		
	佐 藤 委 員			
	小 池 委 員			
	田 中 委 員			
	高 山 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (17名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	西 山 耕 一	生涯学習課長	玉 木 一 彦
	教 育 次 長	長 谷 川 裕 一	中央公民館長	三 保 恵 美 子
	教 育 次 長	田 中 純 夫	教 職 員 課 長	川 端 弘 実
	教 育 政 策 監	手 島 勇 平	学 校 支 援 課 長	中 山 真
	沼 垂 図 書 館 長	八 木 秀 夫	地 域 と 学 校 ふ れ あ い 推 進 課 長	梅 津 玲 子
	教 育 総 務 課 長	斉 藤 仁		
	学 務 課 長	遠 藤 良 二	総 務 課 長 補 佐	吉 崎 熊 勝
	施 設 課 長	神 田 健 一	総 務 係 長	岩 本 正 雄
	保 健 給 食 課 長	和 田 圭 央	総 務 課 主 事	山 際 幸 太
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3 時 0 0 分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (4 件)	議案番号	件 名
	議案第 3 号	新潟市教育委員会組織規則の一部改正について
	議案第 4 号	新潟市立図書館条例施行規則の全部改正について
	議案第 5 号	新潟市立図書館協議会運営規則の一部改正について
	議案第 6 号	平成 2 0 年度使用新潟市立小学校・中学校・特別支援学校並びに高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
報告 (3 件)	記 号	件 名
		教育フォーラムについて
		マイスター養成塾について
		生涯学習ボランティアバンクについて
その他 (件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

委員長 午後3時00分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

委員長 小池，田中両委員を指名。

第3 付議事件

委員長 議案第3号新潟市教育委員会組織規則の一部改正について、説明を教育総務課お願いいたします。

教育総務課長

教育総務課でございます。議案書の1ページをお開きください。新潟市教育委員会組織規則の一部改正でございます。改正概要ですが、特別支援教育サポートセンターが6月1日に開設されること、さらに10月1日に中央図書館が開館することから改正を行うものであり、さらに今年の4月1日付けにおいて教育事務所に主任が配置されたため、それにあわせた改正を行うものであります。そして新潟市教育委員会組織規則の改正により、改正が必要となる新潟市教育財産管理規則を附則で改正するものであります。施行期日が特別支援教育サポートセンターに関わる部分が6月1日付け、中央図書館に関わる規定が10月1日、その他の規定は公布の日からということでございます。改正内容につきましては7ページをお開きください。新旧対照表でございます。第4条学校支援課の分掌事務のうち(4)連絡調整の規定の中にサポートセンターを追加いたしました。19条の2にサポートセンターの分掌事務を規定し、機関に指導主事を置くことを規定している第33条にサポートセンターを追加したこと、第37条は教育次長、サポートセンター所長が欠けた場合に職務代行の規定でございますが、ご覧の規定を追加しております。8ページをご覧ください。当該組織規則を改正することにより、改正が必要となる新潟市教育財産管理規則でございますが、第5条で学校支援課長が統括する教育機関としてサポートセンターを加えるものであります。以上が6月1日施行の改正部分でございます。次に10月1日施行の改正につ

いてですが、9ページをご覧ください。中央図書館開館に伴う規定の追加でございます。13条で沼垂図書館から中央図書館への改正、また中央図書館は課制をしきことから、ご覧の2課5係の設置、第14条は中央図書館の分掌事務を、第14条の2で中央図書館以外の図書館の分掌事務を規定しております。30条は、中央図書館は課制をしき、館長補佐を置かないことから館長補佐の規定を整理したこと、第37条は職務の代行の規定であり、教育次長また中央図書館長等の機関の長が欠けた場合の職務代行者をそれぞれ記載の通り規定するものであります。11ページでございます。中央図書館について新たに規定することによる新潟市教育財産管理規則の改正であり、第2条で教育財産管理者の規定に中央図書館長を加えたこと、それから今まで図書館の教育財産管理者であった生涯学習課長を中央図書館長に変更するための改正でございます。次に12ページをご覧ください。公布の日から施行する部分の改正内容でございます。この4月の人事異動に教育事務所に主任を配置したことから、第25条の2として主任を置くことのできる規定を設けました。改正内容は以上でございます。

委員長

それでは、今ほど課長から説明がありました改正事項、特に多いのは特別支援教育サポートセンターができるということ、それから中央図書館が開設するというに伴ってのいくつかの改正点になるかと思いますが、何か質問、ご意見等ございませんか。それではよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。承認いたします。続いて、議案第4号になります。沼垂図書館長お願いいたします。

沼垂図書館長

議案第4号でございます。13ページをお開きください。概要については2月定例会で条例改正案とあわせてご説明しておりますので、重複いたしますがご容赦ください。主な改正点は記載の通りでございますが、中央図書館の設置に伴って休館日、開館時間の規定を新設すること、新市図書館全体の休館日、開館時間と貸出冊数や貸出期間など整理統一するものでございます。初めに休館日についてですが、中央図書館については記載のように毎月第2金曜日、図書整理日として毎月第1水曜日の月2回といたします。その他年末年始、それから蔵書点検期間については現行どおりでございます。それから地区図書館のうち、各行政区の中心となる豊栄図書館を始め記載の6館につい

ては、現行の月曜日から金曜日に変更すると同時に、祝日を閉館することといたします。その他の松浜図書館を始め、9館及び生涯学習センターの図書館については、基本的に現行どおりといたします。開館時間については、中央図書館は平日午前10時から午後8時、日曜日と祝日は午後5時までといたします。また豊栄図書館他5館については、土曜日を午後7時までに統一いたします。それからその他の地区館、生涯学習センター図書館については基本的に現行どおりでございます。次にその下の貸出冊数、期間については、全館を記載のように旧新潟市の規定に統一いたします。それからその下の中央図書館の多目的ホールと研修室の利用手続について、記載の通りとするものでございます。概要は以上でございますが、条文につきましては次の14ページから29ページまでに記載してございます。少しご説明しますと、14ページの中ほどの第2条が、現行どおり分室が29箇所でございます。その設置の規定でございます。現行どおりでございます。それから第3条は今ほどご説明した休館日と開館時間の規定でございます。これは14ページから16ページまで続いております。それから16ページの中ほど、第4条から18ページの中ほど第11条までについては、貸出に関する手続規定でございます。それから18ページの13条から20ページの19条までは中央図書館の多目的ホール、研修室の利用に関する手続の規定でございます。なお20ページの中ほどに附則で施行期日と経過措置を記載してございますが、中央図書館に関する規定については10月1日から、それ以外の館の休館日、開館時間等の施行については、20年4月1日からといたします。概略は以上でございます。

委員長

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

佐藤委員

休館日の図書整理日が、全ての図書館が毎月第1水曜日となっているのですが、これは何か理由があるのですか。

沼垂図書館長

各館電算で全部オンライン化しておりまして、貸出を停止した状態で図書を整理するということが必要でございまして、これを同時にやらなければならないということでございます。

高山委員

もう既に決定したということではありますが、中央図書館午後8時閉館というのは少し早いような気もするのです。一応施行し

ていただいて、神戸なんかは9時くらいまでやっていたと思うのです。受験勉強などをやっている人たちが利用しているというようなこともありまして、もう少し9時くらいまで延ばしてもらおうとか、それから高齢者が多くなれば午前10時というのは、スタートをもう少し前倒しにならないかという気もするのです。今勤務は2交替制になるのですか。10時というのはデパートみたいなもので、図書館ですから、もう少し利用者の立場に立って開館時間というものを、もう決まってしまうのですけれども、今後の検討課題としていただけないだろうかという気がするのですが、どんなものでしょう。

委員長

現状もお分かりでしたら、例えば10時開館であちこちの図書館が10時頃に大勢行っているのか、あるいは午後7時で例えば豊栄、山の下と閉館しておりますがどんな様子か、その辺り、もし分かればお話しいただけますか。

沼垂図書館長

休館日とあわせまして図書館の開館時間については、実は市長への手紙のほかに図書館長への手紙といえますが、図書館への便りということで各館に箱を設置しております。その中でやはりこういう資料を置いてほしいということとあわせて、特に開館時間を高山委員おっしゃるように、10時前から開けないだろうかとか、あるいは今現行平日7時でございますけれども、もう少し遅めというようなご意見もいただいております。実際には開館することによってまた利用も増えるとは思いますが、正直申し上げて夜間の利用は全体としてはそれほど多いわけではございませんけれども、利用の希望が多い。逆に潜在的なニーズがあるということは承知しております。実際に中央図書館を開館してみまして、また利用者の声を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

委員長

開館をして利用の現状を捉えて、もう1度検討していただくというお話ですので、よろしく願いいたします。他にございませんか。自分で分からない、興味があるものですからお聞きするのですが、貸出冊数、期間のところでは団体と書いてありますね。これは結構利用が多いのですか。100冊31日間というのが出ておりますが。

沼垂図書館長

主に多いのは学校に対する団体貸出でございますが、今数字は

覚えておりませんが、かなり市内各小学校、中学校使っていただいています。一部高校も使っていただいています。

委員長

はい、分かりました。それでは第4号議案になりますが、よろしいですか。よろしく申し上げます。それでは続いて第5号議案は図書館協議会運営規則の一部改正についてですが、お願いします。

沼垂図書館長

35ページでございます。資料といたしましては36ページ、それから新旧対照表の37ページの3ページでございます。内容につきましては、図書館協議会運営規則の一部改正については、この度の条例改正に伴う規定の整備ということでございます。以上でございます。

委員長

条例改正に伴っての規定の整備ということですが、よろしいでしょうか。それでは続いて第6号議案、平成20年度使用新潟市立小学校・中学校特別支援学校並びに高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について、学校支援課お願いいたします。

学校支援課長

ではよろしくお願いいたします。38ページが小学校・中学校特別支援学校用教科用図書採択に関する基本方針でございます。4点ございます。1点目は採択に関しては義務教育小学校の教科用図書の無償支援措置に関する法律、関係法令及び通達、通知に基づいて厳正に行うということでございます。平成16年度に小学校、平成17年度に中学校の採択がございましたので、基本的には平成20年度の使用の教科書につきましては、小学校、中学校共に平成19年度のものを採用するというようなことでございます。そこで今年度は小中学校の特別支援学級並びに特別支援学校の107条に該当する図書、いわゆる絵本等でございます。この採択をするということでございます。この107条図書の採択につきましては、新潟市の特別支援教育関係教員及び保護者の代表による専門調査会の推薦により、教育委員会のほうで採択をするということで、新潟市教科用図書選定委員会は設置をしないということでございます。そして先ほど申し上げました20年度使用の小学校、中学校の図書は平成19年度と同じものを選択するということでございます。続きまして高等学校の採択に関する基本方針でございます。これにつきましては、教科用図書の採択は地教法第23条の規定

によって教育委員会が行うことになりますが、採択に当たっては各学校がそれぞれの教育課程に則しての意見や希望が反映されるようにするというごこととさせていただきます。その具体的な方針というようなことで、高等学校長にその学校に適する教科用図書を次の各項によって選定させ、その結果を尊重して採択をするというような方向でお願いしているというごこととさせていただきます。それは1つ目がそれぞれの学校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科書であること、それから文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと、それから選定のための委員会等を設ける場合は人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること、そして不当な宣伝や勧誘にのせられることなく公正を確保することというようなことで進めていきたいと考えております。以上、基本方針ということによろしくお願いいたします。

委員長

小中特別支援学校、高等学校があるわけですが、本年度の採択は小、中はないと、19年度と同じ教科用図書を採択するということになっております。それでいわゆる107条図書、特別支援学級及び特別支援学校の使用する教科書を採択する。また高等学校は毎年になりますので、高等学校の教科書を採択する。その基本方針を提案してくださったわけですが、いかがでしょうか。ご質問、ご意見等ございませんか。この基本方針は昨年と同じですね。よろしいですか。

高山委員

昨年度未履修問題がクローズアップされましたので、ぜひそれもよく考えて、特に高等学校の選定に当たっていただきたいという要望をしておきたいと思っております。

委員長

他にございますか。今ほどのお話し、学校のほうへよく伝えていただきたいと思っております。それでは2つの基本方針について承認いたします。以上で付議事件は終わります。

第4 報 告

委員長

報告に入ります。教育フォーラムについてお願いします。

教育総務課長

報告の1項目目ですが、教育フォーラムの開催についてご報告いたします。議案書では41ページ、42ページでございます。

お手元にカラー刷りのチラシをお配りしていたと思いますけれども、ご覧いただきたいと思います。新潟からの教育改革ということで、教育フォーラムを開催するということでございます。日時は6月2日土曜日、午後3時から5時半くらいまで、この時間帯で教育フォーラムを開催するということでございます。会場はりゅーとびあ劇場でございます。先週の校園長会議において篠田市長が説明しておりましたけれども、現場に軸足を置いた教育の方向性について緊急にアピールする必要があると、篠田市長を始め県内4区首長さんの強い問題意識から、新潟からの教育改革、副題が地域と共に歩む学校をつくるというテーマで教育フォーラムを開催することといたしました。杉並区立和田中学校でよのなか科の授業や、学校支援本部の設立など様々な実践を発信している藤原和博校長先生からの講演と、長岡、新潟、見附、聖籠の4区首長さんのパネルディスカッションという構成になっております。コメンテーターとして作曲家の三枝成彰さんからもパネルディスカッションに加わっていただく予定にしております。なお、このフォーラムは新潟市以下4市1町の主催という形で開催することとしております。説明は以上でございます。

委員長

市長との懇談会及び校園長会議研修会ですか、そこでの講話の中にも説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますか。

高山委員

もうこれは募集を始めているのですか。集まり具合はどんなものでしょう。

教育総務課長

昨日市広報に掲載させていただいて、かなり電話の問い合わせがありました。

委員長

劇場は600人の定員というのですが、満員で600人ですか。

教育総務課長

800人くらいは入ると。

委員長

定員は600人ということで、その他講師も入るのでしょうか。600人を超える人たちが聴けるということになりますね。ぜひ満杯にして新潟の意気を示してほしいなと思います。それでは引き続いてマイスター養成塾についてですが、お願いします。

教職員課長

それでは43ページから59ページまで、マイスター養成塾の実施計画を挙げさせていただきましたので、これに基づいてご説明申し上げたいと思います。まず44ページをお願いいたします。まず養成塾の実際に研修を受けている受講者の名簿です。6名のグループを今3グループ作りまして、合計18名マイスター養成塾で研修を進めているところです。4月の20日に入塾式を行いまして、研修がスタートしております。具体的な学校名と氏名、性別、希望の教科等については、そこに書かせていただいている通りですけれども、女性については18分の7が女性教諭になっております。それから外部指導者というのは、各教諭が希望してぜひこの方から講師になっていただきたいという希望があった方から、外部指導者ということをお願いをしているところです。基本的には新潟市内の校長、教頭が中心になります。1人だけAの一番最後6人目のところで、阿賀野市立安野小学校の校長先生の名前がございますけれども、この方は新潟在住の方でいらっしゃいます。小学校の校長先生ですけれども、実際に英語で新潟市の総合教育センターでも指導主事をした経験のある方でいらっしゃいます。それから右側のほうが担当する指導主事ですけれども、6人がグループを組んで指導していくというような体制をとっております。具体的な主な内容についてご説明申し上げたいと思います。46ページをお願いいたします。まずこのマイスター養成塾の目的については、教育ビジョンに掲げさせていただいています優れた教師力、いわゆる授業力、組織マネジメント力、人間力を備えるということを前提としながら、子どもたちに学ぶ喜び、楽しさを感じさせる授業実践を行って、それを市内の教員に対していい意味でリーダーとなって活躍して、それをきっかけとしながら全体の教師力向上を図るというものでございます。内容については、後ほどご説明申し上げたいと思います。47ページの6番ですけれども、研修が1年間の予定ですけれども、終わった段階での研修成果の活用についてですけれども、まず養成塾の1年間の修了者については修了証を授与し、修了者名簿に登録をする。2番目としては、その中で特に授業実践が優れていると認められた者にはマイスター、いわゆる授業の達人としての称号を授与するということ。それから3番目としては、今後そのマイスターが市内の教職員研修の中における指導者になったり、それから協力者となって活躍してもらおうということでございます。48ページをお願いします。研修内容の主な概要について、4

8ページの図で書かせていただいております。特に中心となるのが、上から2つ目の授業研究の研修、これは6人で1つのグループになっているわけですが、それぞれが互いの授業を見あうというところが、このグループ研修の特色です。それから2つ目のマンツーマン研修というのは、それぞれの学校で授業を行う中へ指導主事が派遣をしていって、各個人に対して授業研修を行うものであります。それ以外のところとしては、夏季研修、授業批正、これは12年経験者研修の指導に参加をするということです。それからマイスター認定授業等がございます。49ページ以降51ページまでがそれぞれの研修についての具体的な内容が記されておりますし、52ページ、53ページに日程が記載されております。基本的な考えとしては、グループ研修以外についてはできるだけその学校の授業を生かす形で、外に出ないでその学校を中心に研修を行っていくと。理由はそれぞれマイスター養成塾に入っている教員がどの学校においてもやはり中核的な人材ですので、できるだけその学校の中で研修を行うようなことを配慮しているところでございます。54ページをお願いいたします。研修支援体制ですが、特に3番の認定審査委員会というところをご覧になっていただきたいと思っております。このマイスターの養成塾を通して、マイスターとしての認定を行っていくわけですが、そのために認定の審査委員会を今後編成していきたいと思っております。具体的な委員の選定等については、今後の教育委員会等でご報告申し上げたいと思っておりますけれども、3行目のところで認定の審査委員会については、やはり客観的な基準をどのような形で作っていくのかというのが大きなポイントになっていくと考えております。55ページをお願いいたします。55ページの研修教科の選択というところですが、それぞれの教諭は教師になってからご自分の主たる専門教科を中心に研修をしているわけですが、今後市内のリーダー、それから管理職になるということを考えたときに、自分の研究教科だけではなくて、他の教科に対しても授業を的確に批正できる力を高めたいということで、先ほど申しましたグループ編成を行ったり、互いの授業批正というのを設定しているところです。その中には例えば道徳ですとか、特活ですとか、総合的な学習の時間も入ってきます。57ページをお願いいたします。先ほどマイスターとしての認定の話をご報告申し上げましたが、57ページの4番のところですが、マイスター認定授業をしたうえで、残念

ながらマイスターとして認定されなかった人についても、ぜひ再チャレンジの機会を設けたいということで現在検討しているところでございます。それから58ページ、59ページをお願いいたします。先ほど申し上げましたように、できるだけそれぞれの勤務校での研修を中心とする関係から、58ページの2番のところですが、授業研究レポートをメーリングリストということで、それぞれの個人研修の部分については、授業研究の研修レポートをメーリングリストにしなが、いわゆるデジタルデータとして互いに交換していくという方法を考えております。59ページの4番のところにも、メーリングリストの作成と活用ということが記載してある通りでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

それではマイスター養成塾、いかがでしょうか。ご質問等ございませんか。

佐藤委員

最近教育再生会議でも教職員の再認定といったものが声高に出ているのですが、このマイスターに認定された教職員の皆様のメンテナンスといったものはどういう形で進んでいくのでしょうか。1年研修を受けてマイスターになられるのですね。その後スキルを上げていくようなメンテナンスを、特化して認定を受けた方にやっていかれるのか、マイスターでも金、銀、銅のランク付けとか、マイスターが多ければ多いほど学校の形としてはよくなるでしょうし、当然転勤もあると思うのですね。実施計画の中に人数的なものというのはあったかどうか、その辺りを含めてご説明願えますか。

教職員課長

まず認定されることについては、絶対評価ですので、18人のうち何人認定するということはいえませんが、スタートの年で非常に優秀な方がたくさんいらっしゃいますので、目安としては10人程度を認定できるのではないかと想定はしております。それ以降については、第1回で優秀な方がたくさん出ていますので、年度ごとに5人程度を目安としては認定できればいいのではないかと考えているところです。それからマイスターとして認定されるということは、認定授業の中で絶対評価に基づいて認定されますので、新潟市の教員の中でも極めて授業力、人間力、組織マネジメント力に優れているものであると考えるので、できるだけその人たちが今後新潟市の他の教

員をリードしていくような形で活躍してほしいと願っています。ただ、やはりこれはあくまでも実践力が中心ですので、新潟大学等とも連携しながら、場合によっては新潟大学の大学院のほうに行き、今持っている実践力に理論も加えながら、できれば理論と実践を兼ね備えた教員をリーダーとして育成したい。その人たちが将来的には例えば指導主事ですとか、学校の管理職として将来的にはぜひ各学校、地域の中心者となって活躍してほしいと思っていますところ。

委員長

今のことにあわせてなんですが、再認定みたいな制度が出ておりましたね。落ちた人については、次年度またケアをしていくということなのですが、実はここに受けている人たちというのは、選抜された人たちですね。あるいは自分の気持ちのうえでも、「よし、やってみよう」という人がまず出てきていると思うのです。その人たちがマイスターの認定制度の授業を見て判定されて、「あなたはマイスターではありません」と言われたときのケアがどうなるのかと。そこが一番私は問題だろうと思っているのです。教員というのはもともとが全部同じレベルでスタートしているという前提で仕事が進んでいくわけですので、そういう中で研修をやって「あなたは力がありません」と言われる、それが公表されるわけです。他の研修はそういうことはありません。18人のうち10人くらいというと、8人は「あなたは力がありません。もう1度がんばってください」ということになるわけですので、そこをどうケアするのかということが非常に大事になってくるかと思うのですが、その辺について何かお考えはありますか。

教職員課長

基本的に教師力の3つの力を考えながら、絶対評価の評価基準をこれから策定したいと思っています。そうすると実際授業をした段階で、例えば項目の中でこの点はものすごくいいのだけれども、ここが不十分だとういことをできるだけ明示をして研修もしていきたいと思っています。最終的に認定授業に臨んだときに、例えば「あなたは授業構成力は非常にいいのだけれども、子どもとのキャッチボールの中で、そこまでしゃべるのではなくて、もう少し子どもを上手に引き出すような形の授業をしたらもっといい授業になるのだ」という指摘をされて最終的に認定されなかったときに、自分はそこに力点をおいて終わってからも研修をしていこうと、そこに力点をおいて再チャレン

ジの授業を行おうというような形で、激励しながらもっていき
たいと考えているところです。

委員長

分かりました。自分のうまくいっていないところが、きちんと
整理されて指摘されて、それに対する対策がとられていくとい
うことであれば、今のような話にはあまりならないかと思いま
す。その辺があいまいで、特に人間力なんていうのは評価され
て、「あなた人間力がありません」と言われたとき、私たちはど
う思うでしょうね。多分この課程であれば授業力が一番磨かれ
るのではないかと思うわけですが、どこがマイナスなのかとい
うことをきちんと指摘して、次の手立てを教えてやるというこ
とが、そういうケアになるのだろうという気がいたします。他
にいかがでしょうか。

高山委員

この対象というところで、自らマイスター養成塾の受講を希望
し、選考されたものということで18人が選ばれたわけですね。
そうすると、この18人の方は「私はマイスター塾を受けたい」
ということをおっしゃって、選考というのはどこで誰がおやり
になったのですか。

教職員課長

実際に応募に当たっては、例えばこの何年間で授業研究を何回
したとか、実際に学校でどんな研究実践をしているかという、
ある程度基準を設けまして、その基準があがってきた段階で選
考をかけています。これは総合教育センター、学校支援課、教
職員課の中で検討させていただいております。

高山委員

そうすると認定審査委員会とはまた違うわけですね。18人選
ばれたのですが、もっとたくさんいらしたということですね。

教職員課長

希望は23人でした。

高山委員

そのうち18人選ばれたと。それでマイスターという称号が与
えられると、例えば処遇上は何か特典があるのですか。

教職員課長

その方がマイスターになってすぐ指導主事になるとかというこ
とではないのですけれども、先ほど申し上げましたように、将
来的には指導主事や管理職として、また地域の研修のリーダー
として活躍できる場を作っていくということを予定しております。

高山委員	その候補生というか、そういう名誉というような感じの称号が与えられるということですね。言葉としてちょっとよく分からない、批正、これはどういうものですか。
教職員課長	いわゆる批判、それから正しく改善を促すという両方意味を含めて批正という言葉を使わせていただいております。
委員長	これは大学の先生が入るわけですか。
教職員課長	大学の先生からも、指導案検討自体には入りませんが、研修の中で入ってもらったり、先ほどの審査検討委員会には入っていただきたいと考えています。
委員長	批正について、批正の場というのは会場が大学になっていますね。
教職員課長	これは12年経験者研修の場ですので、これには大学の先生は直接入っております。
委員長	そしてその指導のもとにできあがった指導案を見せていただいて、一緒に批正しあうということですね。そうすると指導者はこちらもあるけれど、大学の先生方も出るわけですね。
教職員課長	これはできあがった指導案というよりも、指導案を作る段階で指導主事、マイスター養成塾、大学の先生、本人という形で授業を作っていくという形が中心になります。
高山委員	この18名の方の平均的な勤務年数はどのくらいですか。
教職員課長	年齢的に言いますと、39歳から45歳までです。勤務年数は大体15年から22年くらいまでになっております。
高山委員	こういうように選ばれたということで、学校の中で、教職員の間である種の競争意識が芽生えてくるかもしれません。さらに逆をかえせば、ねたみみたいなものも出てくるかもしれないという心配はあるのですが、その辺のところも競争社会だからということで、あるいは授業力向上のためにという、大変大切な目的のために設けられたと思いますけれども、そういうこ

とでマイスターということをもったために、かえって学校に居づらくなるというようなことがないようにしなければいけないと思うのです。この辺は何か考えておられますか。

教職員課長

今回一番のポイントは、例えば他の都道府県政令市でスーパーティーチャーというあたりで認定されたりとかというケースがあるわけですが、それは基準が分からないままA校のBさんはスーパーティーチャーですとなります。でも新潟市のマイスター養成塾については、オープンにされた絶対評価の中で認められるものですので、やはり客観的で公正な基準で選ばれているのだということが、何よりもポイントになるかと考えていますし、またこの人たちがマイスターになってから師範授業、一般的に師範授業と言うのですが、模範授業をしてもらいますので、まさに実力で周りの先生方にきちんと公開授業ができると考えております。

高山委員

分かりました。それを聞いて安心いたしました。政令市になってのひとつの目玉でもあるわけですから、ぜひ成功させて、全部が全部マイスターになるわけにはいかないかもしれませんが、マイスターと言われるような先生方がたくさん新潟市に出てくるということを私たちは切に願いたいと、これをきっかけに私は思います。

小池委員

私としては、やはり優秀でやる気のある先生は評価するシステムがあるべきだと思っていますので、この制度に期待するものは大きいのです。確かに先生は義務教育の原則からいえば、どの先生に教わっても同じ授業が受けられるということは理想ですけれども、現実が違うのだと思うのです。現実を認めない、みんな平等ですというわけにはいかないのです、やる気のある先生の認定というのは必要なことではないかと思っています。それからマイスターの認定にあたっては、時には学校や校長先生、教育委員会の「この先生はいい先生だ」という評価と、実は生徒や保護者の評価の間にギャップがあるということもあり得るのです。その辺を本当に生徒や保護者にとってもいい先生だと評価されている先生が認定を受けやすいような、認定の基準の時に、そういうことも考慮して決めていただければと思います。

委員長

これは今話題になっている給与、例えばAの人は上げると、5

段階だとEの人は下げるといようなことが国で取りざたされています。東京都はもう具体化しているのですか。そういうことと絡んでいくことがあり得るわけですか。そこまで考えなくていいのかな。

教職員課長

新潟市に人事権がきまして、県費負担教職員であるということは変わりませんので、新潟市だけで処遇に反映するというのは、現実問題として今のところはできない状況ですので、給与面での処遇というのは今のところは考えていないということでございます。

委員長

ちょうど昨日日曜で、何人かの現職の教員と一緒におしゃべりをしたのですが、評価制度が今年から正式にスタートすると。Bが一番多くてBを取ると、Bが取れるようにがんばりたいという人が多かったのです。大変細かい計画書を作るのですが、ドキドキしているという方が何人もおられました。それはそれで評価をされて、給与も先々それで変わっていくというお話しをしていたから、教員は確かに忙しい、忙しくないかに関わらず、今までそういう評価をされたことがない、これも評価制度の1つになるかと思うのです。されたことがないものですから、そういう制度が出てきたことについて、非常に期待よりも不安を持って構えている方が多いのではないかと。そういう中で希望してくださった、非常にありがたい話なのですが、その辺の教員全体のケアをどうするのかというのが、非常に成功するかどうかのポイントになるので、その辺りもよく校長さんあたりに話しをして、学校の中の取り組み方を盛り上げていただきたいと思います。よろしいでしょうか。続いて生涯学習ボランティアバンクについて、お願いいたします。

中央公民館長

生涯学習センターでございます。新潟市生涯学習ボランティアバンクにつきまして、かねてより準備を進めておりましたが、このほど準備が整いましたので、実施に向けてご報告するものであります。その趣旨は、優れた技能等を有する地域の人材を有効活用することと、市民の学習環境によって学んだ成果を地域社会に還元するという2つの意味がございます。登録対象者につきましては、個人とグループがございます。個人につきましては、手を挙げた方どなたでもというふうにしたいのですけれども、ボランティアとしてある程度信用を得てから、

もっと増やしたいという意図がございますので、今のところ生涯学習センター、公民館、図書館で主催したボランティアの養成講座を修了した方ということで、その方から登録をお願いしております。それからグループにつきましては、一応生涯学習施設で活動しているグループを対象にしております。最後に64ページ、65ページに募集の時のチラシがございます。これによって募集をいたしました。その結果、個人は28名、グループは28団体476名の登録をいただいたところでございます。個人につきましては、そのジャンルは様々でございまして、例えば過去の実務経験から児童への命の教育ができますとか、茶道、生け花を教えられます、パソコンを教えられます、それからちょっと変わったところでは昭和20年3月10日の東京大空襲の生き残りですという語り継ぎをしたいと思っておりますとか、朗読、手芸、編み物、水泳指導もいたしますとか、様々なジャンルの登録がございます。それから団体につきましても、読み聞かせのグループ、三味線、民謡、フラダンス、手話とか、植物の世話とか、マジックとか、染色とか、様々なジャンルが登録をいただいております。登録期間は2年でございますが、登録方法につきましては、60ページの下にございますけれども、この左側の部分が終わったところでございまして、真ん中のバンクの登録が終って、これからは人材情報を広く市民に提供して行って、要望があったところに派遣をしていきたいと考えております。61ページの活動内容でございしますが、6番の内容(1)は市民とか公共機関が行う講座とか講演会において指導者として講義とか講習等を行うと。それから先生だけではなくて、バックアップしてくれるということで、円滑に進むように支援するということがいえます。この中には学校、保育園とかというところの要望にもこたえていきたいと思ひまして、広報には市報にいがた、チラシにつきましては、小中学校にも送りたいと思ひています。学校の支援のためにも大いに活用していきたいと思ひております。62ページ、63ページにつきましては、その要項になっております。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。いかがでしょうか。生涯学習のボランティアバンクを設置するということですが、何かご質問等ございませんか。

高山委員

この登録対象者は公的機関のボランティア養成講座を受けた者でないとだめだと。個人はですね。その場合に、例えば民間の

	カルチャーセンターなどで勉強したという方たちもこの講座を受けないといけないと。
中央公民館長	カルチャーセンターにつきましては、技術を学んでいただくのですけれども、ボランティアの養成講座は例えば心構えとか、対応する対応術とか、そういう技術とは別な部分で、これからも例えば学校へ行ったときに子どもたちとどう対応するとか、そういうところを学んでいただくものでございます。
高山委員	受講する人がいいわけですね。民間カルチャーで勉強した人が、このボランティア養成講座を受けるという門戸は開いているわけですね。公民館で勉強した人でないとだめということではないわけですね。それから、登録者は活動した場合、活動報告を出せと書いてあるのですね。利用者というか活動をお願いした人が出せば、何もボランティアさんが自分はこうやりましたということまで要求する必要はないような気がするのですが。
中央公民館長	活動報告の中には、例えば報告だけではなくて感想とか、こういう制度をこうしたらいいとか、相手先にはもうちょっとここを工夫して迎え入れてもらうといいとか、そういうような報告をいただきたいと思っております。
高山委員	要するに強制的に必ず出せというのは、酷なような気がするのです。ボランティアとして行っているのに。わざわざ報告書を出さないとボランティアできないのかというように取られかねないので。要するに参考意見として報告を出すことも可であるというような感じのほうがいいと思うのですが。
中央公民館長	今のところその線で動いておりますので、ボランティアさんの意見も聞きながら、この是非につきましては検討させていただきます。
高山委員	それから無償を原則とするということで、材料費等と書いてあるのですが、等の中には交通費も含まれるわけですか。
中央公民館長	含まれると考えております。
佐藤委員	大変結構なことで、アクティブシニアをいっぱい作ってもらえ

ば活性化すると思うのですが、ただ問題は登録の記述にもありますように、人材バンクを利用して政治、宗教また営利目的の活動を行ったときという、あってはならないと思うのですが、当然出てくるであろうということを想定して、かなりやはり厳しい罰則を考える必要があると思うのです。例えばそういう形をとった場合は、氏名は公表するというくらいの縛りをつけておきませんか、つい選挙期間中「こいつ頼むな」くらいの話になると、やはり問題だと思うのです。ボランティアということはあくまでもボランティアなわけですから、その辺のところを少しきちんと、法的な部分をやっておいたほうがいいかなという気がいたします。

委員長

それでは先ほどの話とあわせて、それも検討してみてください。確かに何かそういう機関を使って、自分たちの主張みたいなものをされては大変困るわけですので。

高山委員

さっき学校、幼稚園というお話がありましたね。総合的学習の講師として、28人あるいは28団体の中にはあると思うのです。したがってリストみたいなものは各学校に配布すると。総合的学習時間にこの人たちが来てくれますよというお誘いを出せるというのが大事だと思うのですが、どうですか。

中央公民館長

その予定にしておりますが、ただ名前まではちょっとプライバシーの問題もありますので、リストを出しまして、こちらに問い合わせさせていただいて、そこから交渉というふうにしたいと思っております。

委員長

ちょっと分からないのですが、今のお話。名前だけ出すのですか。

中央公民館長

いいえ、名前を出さないで、こういう技能があって、こういうのを教える人がいますよというリストを出します。例えばA、B、C、Dとかというふうにして、表を出していきます。

委員長

住所だとか年齢だとかは別として、こういう人が昔話をやりたいというような情報は出していただかないと。小中学校は選ぶわけにいかないですね。

中央公民館長 例えばAさんは昔話とか、Bさんは大空襲の語り継ぎとか、そういうふうなリストを用意しておりますので、それを配りたいと思っております。

委員長 はい、分かりました。今のこととつながるわけですが、個人で28人というのは非常に少ない感じがするのですね。団体として登録すると476人になると。そういう人というのはどこかしら入っているものですか。新潟市はそういったものが割と学校任せで、今までなかったかと思えます、旧新潟市は。しかし、新津なんか非常に盛んでしたよね。そういうのがうまく動いていたと思うのですが、そういったことを考えると、28名というのが非常に少ない感じを受けるわけですが、いかがですか。

中央公民館長 確かに28名というのは少ないと思われれます。ただこの段階で手を挙げた人みんなというふうにしますと、私たちが教育をしていない段階で学校に行って信用を落としてしまったら、もうこのボランティアの制度は続かないということで、ある程度慎重に、学校の皆さんにも市民の皆さんにも信用してもらった段階で、もっと増やしていきたいと考えています。

委員長 それで講座を修了した人たちと限定しているわけですね。

中央公民館長 実績を見まして、それから今度は手を挙げた人たちに研修をしてもらって派遣できるかと思っておりますけど、他の市の状況を見ますと、あまりたくさんいても登録したのにさっぱり仕事がないということもありまして、慎重に様子を見ながらやっていきたいと考えております。

委員長 はい、分かりました。

小池委員 実際にはボランティア養成講座はもう開講されたわけですよね。何人くらいが受講されたのですか。

中央公民館長 記録を持ってきておりませんが、生涯学習センターの講座には20人くらいは受けていると思います。

小池委員 そうすると登録された28人のうちで、ボランティア養成講座を受けていない方もいらっしゃるということですか。

中央公民館長

28名の中には、生涯学習センターだけではなくて、他の公民館でも養成講座をやっておりますので、そこからも手を挙げていただいた方もいらっしゃいます。今詳しい、どこで受けたかという資料がございませんので、お答えはできませんけれども。

小池委員

分かりました。私はボランティア活動にずっと携わっておりますので、意外と難しいものだというのはよく分かっているつもりなのです。やはりきちんと信用のおける方でないと、約束したけどすっぽかしたというようなことがあっては、相手が学校だったりすると本当に学校の活動に穴が開くというようなことで、迷惑がかかってしまうことがあるので、本当に信用できる方を登録していただかないと、この制度は動かないものだと思いますので、その辺事務局としてはとても手のかかることではあると思うのですけれども、やはり市民のパワーを生かすという意味で大切なことなので、私としてはこのやり方は非常によく整っていると思います。そういう意味では先ほど高山委員のほうから活動報告を出させるのは問題ではないかというご意見があったのですけれども、私としてはやはり市の生涯学習センターとしては派遣する責任というのもありますので、そういう制度を利用してやっているのだということは、ボランティアのほうにも認識していただいたほうがいいと思うのです。個人プレーではなくて、やはり生涯学習センターの生涯学習ボランティアバンクの一員としての活動であるということを認識してもらおうという意味では、大変細かい内容を出していただく必要はないと思いますけれども、やはり行ったボランティアにも報告を出していただいて、ボランティアバンクを利用した先のほうにも報告を出していただくということは、必要ではないかと感じております。

委員長

それでは今のことをまた、ボランティアの人たちの意見も聞いて、ここまでならできるという辺りを検討してみて、計画を進めていただきたいと思います。

第5 次回日程

委員長

次回の日程について説明を求める。

教育総務課長

6月定例会は、6月12日(火)午後2時から、7月定例会は

7月24日(火)午後2時からでお願いしたい。

全委員 全員異議なく了承する。

第6 閉会宣言

委員長 午後4時10分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員